

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務仕様書

1 委託業務の名称

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーン業務

2 委託業務の目的

県民が実感として捉えている暮らしやすさを、県公式 Instagram を活用した「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーンにより募集・発信することで、全国に本県の「暮らしやすさ」の拡散を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) キャンペーンの企画

以下の概要を参考にユーザー投稿型キャンペーンを企画すること。

「やまぐちの暮らしやすさ」フォト・動画キャンペーンの概要

募集テーマ：普段感じている山口県の「暮らしやすさ」が伝わる写真・動画

例：お気に入りの場所や風景、家族や友人との温かい日常、豊かな食・グルメなど

募集期間：令和8年10月上旬～12月末を予定

対象者：県内在住で、応募者自身が自分の Instagram アカウントを持っている方（年齢、性別、プロ・アマは問わない。）

参加方法：①県公式 Instagram アカウント (@yamaguchi_kouhou) をフォロー
②応募ハッシュタグ (#山口県 #やまぐち暮らし) 及び県内で撮影した写真・動画の紹介をキャプションに入力して投稿する。
③応募者の Instagram アカウントから県公式 Instagram アカウントへ、投稿をDM（ダイレクトメッセージ）で送付

※作品の応募は1週間（毎週月曜日から日曜日まで）につき1点のみ（1週間に写真と動画を1点ずつ応募することは可）

応募条件：参加方法に記載の①②③を全て満たし、1週間につき1点のみの応募であること。（1週間に写真と動画を1点ずつ応募することは可）

※次の事項に該当する、またはその恐れがある応募作品は失格とする

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・公共の福祉に反するもの
- ・企業名や特定の商品などの広告宣伝を目的とするもの
- ・政治活動又は宗教活動に関するもの
- ・個人、企業、団体等を中傷したりプライバシーを侵害したりするもの
- ・不適切な内容・表現又は不快感を与える内容・表現が含まれているもの
- ・その他本キャンペーンの趣旨から、委託者が不適当と認めるものなど

当 選 者：投稿とDMでの送付を行った方から抽選で選定。
賞 品：・県産品カタログギフト 10,000 円相当 5 人
・県産品カタログギフト 5,000 円相当 15 人
・県産品カタログギフト 3,500 円相当 20 人
・ちょるるのぬいぐるみ 10 人
・「ふくだるま」のぬいぐるみ(2,200 円) 10 人
※賞品の購入及び発送等に係る経費は委託者が負担する。
※賞品の種類や数は変動する場合あり。
そ の 他：応募資格等の詳細は、別途応募要項等において定める。
550 作品以上の応募を目標とすること。

(2) キャンペーンの実施

キャンペーンの実施に必要な範囲において以下の業務を行うこと。

- ・キャンペーン開始時に、キャンペーンを開始する告知の投稿を行うこと。投稿に必要な写真や画像等の素材は受託者において作成すること。また、県公式 SNS 等においても告知を行うので、委託者に作成した素材を提出すること。
- ・応募ハッシュタグが付され、DMで送付された投稿を、応募条件を満たしていることを確認の上、県公式 Instagram アカウントにおいて随時紹介すること。原則として、応募条件を満たす全ての投稿について紹介すること。
- ・キャンペーンを効果的に運用するために必要な投稿等は、委託者と協議の上、随時行うこと。なお、委託者が投稿を行うことがある。

(3) キャンペーンの広報

- ・本キャンペーンへの参加を誘導するため、効果的な媒体を選択し、SNS 広告、県内で主に活動するインフルエンサーを活用した周知等を実施する。
- ・なお、広告の実施媒体や実施回数等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

(4) キャンペーン事務局の運営

キャンペーン事務局として以下の業務を行うこと。

- ・キャンペーンの開催概要・応募要項・応募規約等の作成
- ・応募作品が応募条件を満たしているのかを確認し、応募作品の集計
- ・抽選による当選者の選定(抽選手法等が分かる資料を作成すること)
- ・応募作品のデータ及び応募者の個人情報の管理
- ・応募者・当選者との連絡調整(プレゼントの発送は除く)
- ・その他キャンペーンの実施に必要な業務

(5) スケジュール

- ・9月上旬～9月中旬 打ち合わせ
- ・9月中旬～9月下旬 開催概要及び広告素材等の作成
- ・10月上旬～12月末 キャンペーン及びSNS 広告等の実施
- ・2月中旬～下旬 プレゼントの発送(委託者が実施)
- ・3月末 業務の実績報告書の提出

(6) 納品先

本業務の遂行に伴う全ての成果物の納品先は、山口県広報広聴課広報推進班とする。

5 留意事項

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作に当たって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) その他

- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。